

音楽的アイデンティティ創造の試みと結果

石井 由理

An Attempt to Create Musical Identity and Its Outcome

ISHII Yuri

(Received January 15, 2008)

キーワード：文化的アイデンティティ、音楽教育政策、近代化

はじめに

明治維新後、日本は近代国家として国際社会における欧米先進国との対等な地位を獲得すべく、政治、経済、法律等、様々な制度の改革を進めた。そしてこれらの近代化を促進するために、いち早く学校教育制度を定めて国民の意識の改革に活用しようとした。

近代化促進の努力は一般庶民の生活様式や文化にも及んだ。例えば、洋装への転換を進めるために「散髪脱刀勝手令」が出されたり（NHK 取材班，2005：218）、公の機関によって西洋服が和服よりも重用されたり（中野目，2004：238；新藤，79-80：1969）、太陽暦の採用が布告されたりした（松尾，2004：95）。

音楽においても同様である。明治維新以前に庶民が親しんでいた俗曲は、近代日本の国民の音楽文化としては卑俗すぎて好ましくないとされ（供田，1996；東京芸術大学音楽取調べ掛研究班，1976）、伊澤修二によって学校教育を通して新しい近代的な音楽文化を創造する試みがなされた。西洋と日本の音楽のよい部分を取り入れた、世界的な普遍性と日本の伝統を兼ね備え、低俗でなく、普通の人々にとって難しすぎない「国楽」創造の試みである。しかし、実際にはそれは達成されず、西洋の曲に日本語の歌詞をつけた西洋音楽の普及、さらには日本人作曲家によって作曲され、日本語の歌詞をもつ西洋風の音楽の普及という結果となった（Ishii, Shiobara & Ishii, 2005）。

日本の音楽文化政策としての西洋音楽の普及という路線は、第二次世界大戦後の教育改革でも再度採用されている。軍国主義の時代に戦意高揚のために利用され、音楽的な質にはほとんど注意を払われなかった音楽教育を立て直すべく音楽教育政策が見直されたが、そこで主張されたのは、日本の音楽教育が最終的に目指すべき優れた音楽は西洋古典音楽であるということであった（諸井，1956；文部省，1986）。そしてその目的に達する基盤となる、生活の中に根ざした音楽文化を作り出すために、小学校の段階では日本人によって西洋音楽理論に基づいて書かれたやさしい曲、中学校の段階では西洋の民謡が多く取り入れられた（石井，2004；石井2006）。

しかし、西洋古典音楽を日本の学校教育で行う音楽教育の最終的な到達点とするという

認識は、時代とともに変化をしている。世界に共通の普遍的音楽言語としての西洋音楽理論の位置づけは変わらないものの、世界的な流れとして文化の多様性の尊重が唱えられるようになり、音楽の分野において西洋古典音楽以外の音楽の価値が再認識されるようになってきたからである。1959年の中学校学習指導書に引用されているように、1952年の世界民族音楽会議の開会宣言では音楽文化の多様性の尊重が唱えられ（文部省、1959）、日本の学校教育の中でも1960年代に、それまでの西洋の民謡や日本人が西洋式に作曲した歌に替わって、わらべうたを音楽教育の導入に使おうという動きが生まれた。この試みは大きな流れとは成り得ず、1970年代には勢いを失うのであるが、音楽教科書掲載曲はもはやかつてのように西洋の民謡重視に戻ることはなかった。小学校教科書においても中学校教科書においても、日本人作曲家によって西洋音楽理論に基づいて教科書のために作曲された曲が急増したのである（石井、2004；石井、2006）。

現在も音楽の教科書の主流はこのジャンルの曲である。つまり西洋と日本の音楽のよいところをとった新しい音楽的アイデンティティー創造の試みは、音楽的には西洋であるが作曲家の民族と歌詞の言語は日本である、教科書のために作曲された音楽ということに妥協点を見出している。これらの曲は、明治維新と戦後の教育改革のいずれにおいても求められた、世界的普遍性を持ち、低俗でなく、難しすぎないという条件は満たしている。しかし、伊澤の目指した日本の伝統や、諸井の目指した生活に根ざした音楽という条件については、作曲家や歌詞という音楽以外の部分に日本のアイデンティティーを託したり、かつて「唱歌校門を出ず」と言われたのと同様に、学校で習う音楽と日常生活の中の音楽が分離していたりで、成功しているとはいえない状況である。この二つの条件を含めて考えれば、現状はあくまでも妥協なのである。

また、このジャンルの曲が圧倒的に多数をしめる主流であるという傾向の中にも、少しずつ変化は起きている。一つは、「日本語の歌詞」に関してである。かつての文部省唱歌では、既に日本語の中に定着している外国語の名詞を除いては、歌詞の中に外国語が混ざることとはほとんどなかったが、最近の教科書用の曲の中には、外国語にしなくてはならない必然性がない場合でも、歌詞に部分的にはあるが外国語が混ざる歌や、題名が外国語である曲が登場してきているのである。カタカナであったりアルファベットであったりの違いはあるが、多くの場合は英語である。（例：「Let's search for Tomorrow」、「きみに会えて」、「Bluebell」、「フェニックス」、「ゴーゴーゴー」、「グッデイグッバイ」、「ブルースカイ」、「マイバラード」、「ミスターモーニング」、「モーニング」など）。

二つ目の変化は西洋と日本の大衆音楽の微増である。洋の東西を問わず歌謡曲、ロック、ポップス、映画やドラマのテーマ曲は、1960年代までは徹底して拒否されていたが、1970年代以降は、徐々にではあるが数を増やしつつある。また、一つ目の点とも重なるが、日本の大衆音楽の場合でも歌詞や題名に外国語が混ざるものが採用されるようになってきている（例：「Believe」、「アメリカンフィーリング」など）。

三つ目の変化は教科書掲載曲数からも掲載曲の内容からも読み取ることはできないが、1980年代半ばの臨時教育審議会以降、教育政策の中での日本の伝統文化の尊重が唱えられるようになったことである。この後、ふるさと学習として地元の伝統芸能に触れる機会を設ける学校も見られるようになったが、教科としての音楽への影響としては、1990年代末の中学校の学習指導要領改訂で日本の伝統音楽の教え方として、鑑賞のみでなく実際に何らかの形で和楽器に触れることが取り入れられた（文部科学省、1998）。

以上が近代化以降、日本の音楽教育政策がたどってきた道のりの概要であるが、その結果である日本人の音楽的アイデンティティーは現在、どのようになっているのだろうか。それを探る試みの一つとして、2005年に東京学芸大学、2007年に山口大学教育学部で、学生を対象とした小規模な質問紙調査を実施した。本稿ではこのうち山口大学教育学部で実施した質問紙調査について論じていく。

1. 質問紙調査の実施

質問紙調査で学生に尋ねた項目は以下の4点である。

- ・ 日本の音楽を10曲以内で挙げてください
- ・ 我が国の音楽を10曲以内で挙げてください
- ・ 郷土の音楽を10曲以内で挙げてください
- ・ あなたの好きな音楽・よく聴く音楽を10曲以内で挙げてください

「日本の音楽」「わが国の音楽」「郷土の音楽」という表現は、いずれも日本の戦後の音楽学習指導要領の分析結果から抽出された表現である。この分析の過程については他稿(Ishii & Shiobara, 2007)で詳細に述べているためここでは省略するが、分析の意図と得られた結論を要約すると次のようになる。

分析の意図は、明治維新以降行われて来た日本の新しい音楽的アイデンティティー創造という政府のプロジェクトを経て、現在の日本の音楽教育政策においては何を「日本の音楽」と見なしているかを明確にすることであった。つまり、新しい日本の音楽的アイデンティティーと、明治以前からある音楽的アイデンティティーをどのように取り扱っているのかを、学習指導要領で用いられた表現から明らかにしようという試みである。戦後はほぼ10年ごとに教育課程改訂が行われたが、分析の対象としたのは各教育課程について、改訂のすぐ後に出された小学校1年から高校3年までの一揃いの学習指導要領である。その中で現在の日本に存在する外国曲以外の様々な音楽をどのように呼び分けているかを調べた。その結果、多少のばらつきはあるが、だいたい表現のタイプとしては「日本の音楽」「我が国の音楽」「郷土の音楽」の三つに分けられ、「日本の音楽」は明治維新前から存在していた音楽と、それと同じ形式で近代以降に作曲された音楽をさす場合、「我が国の音楽」は近代化以前以後を問わず、また形式も問わず、日本という場所で生まれてきた音楽全てをさす場合、「郷土の音楽」は特定の地域で代々伝えられてきた近代化以前の形式をもつ音楽をさす場合に使われていることがわかった。そこで大学生に対する質問においても、これら三つの表現についてそれぞれ回答を求めることとした。

回答は無記名であるが、回答者に関する情報として、年齢と性別、自分の音楽的アイデンティティーに影響を与えたかもしれない特別な体験を記入してもらうことにした。回答に際しては、厳密に時間をかけて考えて回答するのではなく、すぐに思いついた順に曲名を書いて欲しいこと、「我が国の音楽」や「郷土の音楽」を書いている間に既に回答を終えている項目に戻って書き直さないこと、まわりと相談しないこと、10曲は最大限の数であって、思いつかない場合は書かなくてもよいことが説明された。また、同じ題名の曲が複数ある場合は誰の曲か、題名に確信がない場合は歌詞の有名な部分を書くように指示した。分析の対象とした回答は日本人学生34名分で、年齢は19歳から22歳、調査実施の時期は2007年3月と7月である。

2. 質問紙調査に対する回答

学生から得られた回答は、①近代化以前からある曲および近代化以降にその形式に基づいて作られた曲（以下「日本の伝統音楽」）、②近代化以降に音楽教育のために日本人によって西洋の形式で作られた曲（以下「唱歌タイプの曲」）、③J-ポピュラス、演歌等の大衆音楽（以下歌謡曲）、④外国曲、⑤テレビ・映画のテーマ等、⑥地元プロ野球・サッカーチームの応援歌および地元企業のCM（以下地元チーム応援歌）、⑦県歌・市歌・校歌等、⑧その他に分類し、さらに上記カテゴリーに属する曲と重複するが、教科書に掲載されたかどうかとも調べた。この分類方法は2005年に東京学芸大で実施した調査を分析する際に、音楽教育を専門とする同大学の塩原麻里氏とともに検討をしたものである。

筆者が知らない曲に関しては、学生が補足説明として書いてくれた歌手名や、音楽産業が出しているインターネットのサイトで検索することで、ほとんどの曲を分類することができたが、「日本の音楽」全83曲中2曲、「好きな音楽」全155曲中2曲については確認ができず、不明とせざるを得なかった。しかしこれらに関しても、曲の題名や書かれた歌詞の内容から、ほぼカテゴリーを推測することが可能である。

また、教科書掲載曲に関しては、戦後の各教育課程について一揃い、教育芸術社と音楽之友社から出された小学校1年生から中学校3年生までの教科書を調査したサンプル調査であるため、すべての掲載曲を網羅してはいない。よって、ここで示す数は最小限の数であって実際にはこの数よりも多い可能性がある。しかし、学生が回答した曲は、ほとんどの場合、明らかに掲載された曲とされていない曲に分けることができたため、教科書掲載曲数が実際にはこの調査よりも多少多いとしても、今回の調査全体の傾向に与える影響は少ないと考えてよい。

2-1 日本の音楽

回答総曲数 83曲

教科書掲載曲 少なくとも44曲

- ①日本の伝統音楽 8曲
- ②唱歌タイプの曲 26曲
- ③歌謡曲 31曲（うち演歌6曲）
- ④外国曲 7曲
- ⑤テレビ・映画のテーマ 7曲
- ⑥地元チーム応援歌 1曲
- ⑦県歌・市歌・校歌 0曲
- ⑧その他 1曲（中学校校長作曲「旅立ちの日に」）

不明2曲

「日本の音楽」として4人以上の学生（全体の1割以上）が挙げた曲は、以下のようになる。これらはいずれも教科書掲載曲である。

さくらさくら	19人
君が代	16人
赤とんぼ	13人

ふるさと	11人
花	8人
春の小川	5人
荒城の月	5人
海	4人
富士山	4人
夕やけこやけ	4人

3人が挙げた曲 5曲（唱歌タイプ2、歌謡曲2、外国曲1。4曲は教科書掲載曲。）

2人が挙げた曲 17曲（伝統音楽2、唱歌タイプ3、歌謡曲6、外国曲2、テレビ3、9曲は教科書掲載曲。）

1人が挙げた曲 49曲（伝統音楽4、唱歌タイプ13、歌謡曲23、外国曲4、テレビ4、地元チーム1。21曲は教科書掲載曲。）

2-2 我が国の音楽

回答総曲数 32曲

教科書掲載曲 少なくとも25曲

- ①日本の伝統音楽 6曲
- ②唱歌タイプの曲 15曲
- ③歌謡曲 4曲（うち演歌1曲）
- ④外国曲 2曲
- ⑤テレビ・映画のテーマ 3曲
- ⑥地元チーム応援歌 0曲
- ⑦県歌・市歌・校歌 0曲
- ⑧その他 2曲（反原爆の歌 2曲）

「我が国の音楽」として4人以上の学生（全体の1割以上）が挙げた曲は、以下のようになる。これらは全て教科書掲載曲である。

君が代 29人

さくらさくら 18人

ふるさと 12人

花 6人

赤とんぼ 6人

荒城の月 5人

富士山 5人

朧月夜 4人

3人が挙げた曲 1曲（唱歌タイプ。教科書掲載曲。）

2人が挙げた曲 2曲（伝統音楽1、外国曲1。いずれも教科書掲載曲。）

1人が挙げた曲 21曲（伝統音楽3、唱歌タイプ8、歌謡曲4、外国曲1、テレビ3、反原爆の歌2。13曲は教科書掲載曲。）

2-3 郷土の音楽

回答総曲数 60 曲

教科書掲載曲 少なくとも 18 曲

- ①日本の伝統音楽 25 曲
- ②唱歌タイプの曲 8 曲
- ③歌謡曲 6 曲 (うち演歌 0 曲)
- ④外国曲 2 曲
- ⑤テレビ・映画のテーマ 1 曲
- ⑥地元チーム応援歌 8 曲
- ⑦県歌・市歌・校歌 7 曲
- ⑧その他 3 曲 (反原爆の歌 3 曲)

「郷土の音楽」として 4 人以上の学生 (全体の 1 割以上) が挙げた曲は、以下のようになる。これらのうち、「校歌」以外は教科書掲載曲である。

ふるさと 11 人

校歌 7 人・・・実際の学校名は異なる。また、一人が小・中・高をあげた回答もあるが、それらはまとめて一人として数えた。

ソーラン節 6 人

花笠音頭 4 人

炭坑節 4 人

3 人が挙げた曲 1 曲 (「東京音頭」。昭和になってから作られた民謡風の曲だが、伝統音楽として数えた)

2 人が挙げた曲 7 曲 (伝統音楽 3、唱歌タイプ 1、歌謡曲 1、外国曲 1、地元チーム 1。4 曲は教科書掲載曲。)

1 人が挙げた曲 41 曲 (伝統音楽 18、唱歌タイプ 6、歌謡曲 5、外国曲 1、地元チーム 7、反原爆 3。11 曲は教科書掲載曲。)

2-4 「好きな音楽・よく聴く音楽」

回答総曲数 155 曲

教科書掲載曲 少なくとも 4 曲

- ①日本の伝統音楽 0 曲
- ②唱歌タイプの曲 0 曲
- ③歌謡曲 132 曲
- ④外国曲 20 曲 (ロック・ポップス 14、クラシック 5、民謡 1。教科書掲載曲 4。)
- ⑤テレビ・映画のテーマ 1 曲
- ⑥地元チーム応援歌 0 曲
- ⑦県歌・市歌・校歌 0 曲
- ⑧その他 0 曲

不明 2 曲 (歌謡曲あるいはテレビ・映画テーマだと思われる)

「好きな音楽・よく聴く音楽」として4人以上の学生が挙げた曲は「モノクロ」の4人のみであった。

3人が挙げた曲 3曲（歌謡曲）

2人が挙げた曲 17曲（歌謡曲16、不明1）

1人が挙げた曲 135曲（歌謡曲114、外国曲20、テレビ1。4曲は教科書掲載曲。）

3. 考察

3-1 「日本の音楽」

学生が回答した曲の総数は83曲であるが、そのうちの半数以上の44曲が教科書に掲載されたことのある曲であり、この44曲の中に4人以上の学生が回答した10曲すべてが含まれている。学生たちが教科書を通してある程度共通の「日本の音楽」のアイデンティティを形成していることがわかる。10曲中、回答者数が圧倒的に多いのが伝統音楽に分類される「さくらさくら」の19人と「君が代」¹⁾の16人であるが、その他の8曲はいずれも近代化以降に音楽教育のために西洋の形式で日本人によって作られた曲、本稿で「唱歌タイプの曲」としているものである。これらの曲を「日本の音楽」とするアイデンティティが多く²⁾の学生に共有されているわけで、明治以降の音楽的アイデンティティの近代化の成果が現れているといえる。さらに44曲の中には「蛍の光」や「むすんでひらいて」などの外国曲7曲も含まれており、たとえ外国の音楽であっても長年日本の教科書に掲載されるうちに唱歌タイプの曲との区別がなくなり、「日本の音楽」だと認識されるようになっていることがわかる。

「日本の音楽」への回答83曲中、31曲を占めるのが本稿で歌謡曲として分類したJ-ポップスや演歌などの大衆音楽である。1曲に対して最も多い回答者数があったのは、「川の流れのように」「上を向いて歩こう」の各3人であり、2人回答が6曲、残りの23曲は1人のみの回答である。このことから、歌謡曲に関しては特定の曲に対してではなく、ジャンルとして「日本の音楽」であるとする共通認識が存在するといえる。特定の曲に集中しなかった理由としては、このジャンルの曲が今までほとんど教科書に取り上げられておらず、したがって全国の小・中学生が共通して習っている曲が少ないことが考えられる。

「日本の音楽」として回答があった曲の中には、⑥地元チーム応援歌・地元企業CMと⑦県歌・市歌・校歌は、1曲しか入っていない。回答された曲のうち、日本の伝統音楽、唱歌タイプの曲、外国曲のほとんどが教科書に載っていること、テレビのテーマや歌謡曲はマスメディアを通して全国に放送されていることを考えると、「日本の音楽」だと見なされるためには、全国的に知られている曲である必要があるようである。

以上のことから、「日本の音楽」に関しては、教科書に掲載された曲であることと日本全国で聴かれる曲であることの2点が重要な判断材料であり、学習指導要領で使われている「日本の音楽」という表現が意図しているような、日本音階を使った近代化以前の音楽の形式をもっていることは重要な要素ではないようである。

3-2 「我が国の音楽」

「我が国の音楽」に対する回答曲数は32曲であり、曲の回答の幅が小さい。また各自が

挙げた曲数も、「君が代」のみの学生が5人いるなど、全体的に回答自体が少なかった。回答数が最も多かったのは「君が代」の29人、二番目が「さくらさくら」の18人で、「日本の音楽」の上位2曲と同じであるが、順番が入れ替わっている。「君が代」は「日本の音楽」として挙げた16人よりも1.5倍に増えた。2番目の「さくらさくら」は19人から18人に減ったが、ほぼ横ばいと考えてよいであろう。この1位2位の逆転と、日の丸が掲げられる卒業式の場で歌われることの多い「蛍の光」「仰げば尊し」、全体主義を思わせる「ラジオ体操の歌」や反原爆の歌である「原爆許すまじ」があげられたことを合わせて考えると、「我が国」という表現からは国家が連想されたものと思われる。

上位2曲に次いで多いのは唱歌タイプの曲で、3人以上の回答があった曲が7曲、1人が8曲の計15曲である。「日本の伝統音楽」のカテゴリーでは6曲が挙げられており、「日本の音楽」の中で挙げられた8曲からわずかに減少しているのみである。「伝統音楽」「唱歌タイプ」のカテゴリーの曲に「蛍の光」と「仰げば尊し」を加えた24曲すべてが教科書に掲載されており、国家を連想させる「我が国の音楽」として挙げるには教科書掲載曲がふさわしいと考えられたようである。

これに対し教科書に載ることのほとんどない歌謡曲は、「日本の音楽」では3分の1以上を占めていたが、「我が国の音楽」としてはわずかに4曲が挙げられているのみである。しかもそのうちの1曲は1970年代からの教科書掲載曲であり、流行した年代から考えても回答者は歌謡曲としてというよりも教科書用に書かれた「唱歌タイプ」の音楽として答えた可能性が高い。

以上のことから、回答者が「我が国の音楽」として認識したのは、学習指導要領がこの表現で表そうとした日本という土地で生まれたあらゆるジャンルの曲ではなく、全国で聴かれかつ国家のイメージとつながる曲であるということがいえる。「日本の音楽」で3分の1以上を占めた歌謡曲は、たとえ全国的に知られる曲であっても国家とは連想でつながらず、よって「我が国の音楽」には入らないのである。

3-3 郷土の音楽

「郷土の音楽」に対しては全部で60曲が挙げられた。「日本の音楽」「我が国の音楽」と比較して顕著な違いは、近代化以前の日本の伝統音楽の形の曲が圧倒的に多いということである。戦後にこの形式で作られた民謡なども含まれるが、このカテゴリーに入るものが25曲ある。しかしこの結果は必ずしも学生たちがそれぞれ自分の故郷の民謡をあげたということではない。確かに25曲のうち16曲ほどは西日本の各地の民謡であり、学生が自分の故郷の民謡を書いたようであるが、回答者数が複数いる民謡7曲を見てみると、最も多いのが「ソーラン節」で6人、2番目が「花笠音頭」と「炭坑節」の4人、4番目が「東京音頭」の3人、2人があげた曲3曲が5番目で並ぶが、そのうちの 하나가「会津磐梯山」であり、あきらかに学生の出身地の民謡ではないのである。このうち「ソーラン節」、「花笠音頭」、「会津磐梯山」は教科書に掲載された曲である。

「郷土の音楽」が教科書に影響されていることを示す回答は他にもある。「郷土の音楽」で最も多い回答を得たのは「ふるさと」の11人であるが、この曲は特定の地方の曲ではなく、教科書に掲載された「唱歌タイプ」の曲である。この曲が選ばれた理由は、歌詞の内容がふるさと、つまり郷土を歌ったものだからである。同様に、各2人が回答した「赤とんぼ」やアメリカのカントリーミュージックである「カントリーロード」も、歌詞の内容

がふるさとを歌ったもので、しかもいずれも教科書掲載曲である。これらの回答を書いた学生たちは、「郷土の音楽」として自分自身の郷土の音楽ではなく、教科書で郷土のことを歌った曲として学んだ曲を思いついたことになる。

「郷土の音楽」として自分の故郷の民謡をあげた回答のほかに、同じように特定の土地で聴かれる曲ではあるが、民謡とは異なるジャンルの音楽も挙げられた。その一つは校歌であり、7人の学生が回答している。「校歌」という回答と小・中・高全てを校名別に書いた回答とがあったので、一人が書いた校歌はまとめて1曲と数えることで統一したが、逆に「校歌」という回答を小・中・高等学校の3曲とみなすことも可能なわけで、曲数としては7曲から21曲の幅がある。いずれにしても7人の回答があったということは、学生にとって校歌が故郷と結びつく音楽の代表的なものとなっていることを意味する。二つ目は地元チームの応援歌と地元企業のCM曲であり、自分がいた故郷で繰り返し聞いた、歌詞に地元の地名が入った曲という意味で、校名や地名が入った校歌と性質が似ている。三番目は自分の故郷の特定の場所で流れていた曲で、信号機から流れていた「とおりゃんせ」と商店街で流れていたフレンチポップスの「恋は水色」があげられている。これはもはや歌詞の内容は関係なく、故郷のある場所の風景と一緒に思い出される音楽という、個人レベルの「郷土の音楽」である。これらの地元で繰り返し聴いたために「郷土の音楽」と認識された曲は、回答者の生活に根ざした音楽であるといえよう。

これらのほかに民謡以外の伝統音楽として「うさぎ」「さくらさくら」、唱歌タイプの音楽が6曲、歌謡曲が6曲あがっているが、歌謡曲のうち2曲は「ふるさと」同様、歌詞が誰かの故郷を歌ったものだから選ばれたものである。

以上から、「郷土の音楽」に関しては主として三つの回答のタイプに分けられる。一つは、自分自身の故郷か否かに関わらず、教科書で習ったりテレビで聴いたりした、誰かの郷土のことを歌ったもので、「誰かの郷土」には外国も含まれる。二つ目は歌詞や題名に自分自身の出身地の地名や校名が入った曲である。三つ目は、回答者が故郷にいたときに繰り返し聴いたために故郷を連想するようになった音楽で、ここにも外国曲が含まれる。校歌や地元企業のCM曲は二つ目と三つ目の両方に含まれる場合がある。

学習指導要領の「郷土の音楽」では、学習者自身が自分の郷土で伝えられてきた音楽を学んで継承してほしいという意図があるが、上記の三つのタイプのうちこの意図に当てはまるのは学生自身の故郷の民謡のみであろう。実際にはこの意図とは異なるところで、教科書で郷土の音楽の例として挙げられた他の土地の民謡や、自分の故郷で繰り返し聞いてきた西洋形式の音楽を、「郷土の音楽」として認識している学生がかなりいるのである。また、「郷土の音楽」として故郷の民謡をあげる理由としては、生活の中で繰り返し聞くことによって自然に身についたという三つ目の理由が好ましいのであろうが、日常生活の中に民謡が浸透している度合いを考えると、実際には一つ目や二つ目の理由、つまり「郷土の音楽」として学校で習ったからとか、自分の出身地の地名が入った民謡だからという理由であげられている可能性が高いのではないかと思われる。学習指導要領の意図に沿うためには、自分の故郷でその民謡を繰り返し聴く機会が与えられなければならないのである。

3-4 好きな音楽・よく聴く音楽

好きな音楽・よく聴く音楽には最も多い曲数の155曲があげられた。これは回答者1人あたりが書いた曲数が多かったということもあるが、ほとんどが1人のみの回答だったた

めにばらつきが出たというのがより大きな理由である。例えば、今まで述べてきた「日本の音楽」「我が国の音楽」「郷土の音楽」に対しては、常に4人以上の回答者がいる曲が複数入っており、中には29人、19人という回答者のある曲もあった。しかし「好きな音楽・よく聴く音楽」に関しては、最も多い回答者がいた曲でもその回答者数は4人とどまり、曲数もわずかに1曲である。また、次に多い3人が回答した曲も3曲あるのみである。

具体的な曲にばらつきが見られるのとは対照的に、特定ジャンルへの集中は顕著である。伝統音楽や唱歌タイプの曲が全くないのに対し、歌謡曲は132曲であり、外国曲20曲のうちのロック・ポップス14曲を加えると、大衆音楽で146曲を占める。テレビのテーマ等に分類される1曲も、音楽のジャンルとしては日本の大衆音楽に含めることができるため、147曲と考えることもできる。これら以外の回答は、不明の2曲を除けばロック・ポップス以外の外国曲6曲であるが、そのうちのショパン3曲とガーシュイン1曲はピアノ歴13年の1人の学生が書いた回答であり、本人が自分の回答が他の人の傾向と異なるかもしれない特殊な音楽体験として申告しているため、例外的な回答と考えることができる。この学生を除けば、大衆歌謡曲以外の回答はヴィヴァルディーの「四季」とアンデスの民謡が各1人ずつあるのみとなる。

「好きな音楽・よく聴く音楽」に関しては、教科書の影響も非常に少ない。155曲のうち教科書掲載曲は確認できただけで4曲であるが、これらのうち2曲が器楽の教科書に出ていた外国のポップス、1曲がヴィヴァルディー、1曲がアンデスの民謡である。

4. 結論

「さくらさくら」と「君が代」は、「日本の音楽」「我が国の音楽」を象徴する曲として、特別な位置づけをもっているが、これらの2曲を除けば、学習指導要領で用いられている表現が意図する音楽と、学生たちがその表現が意図するものとして考えた音楽との間にはずれが存在する。学習指導要領では、日本の音楽では近代化以前の音楽形式をもつものを意図していたが、実際の回答ではそのような曲は少数で、回答は近代化以降に作られた唱歌タイプの曲と現代の大衆歌謡曲にほぼ二分された。学生たちにとって日本の伝統的音楽は既に日本の音楽の主流ではなくなっており、西洋の形式をもつ曲を日本の音楽文化の主流であると認識しているようである。

「我が国の音楽」に対しても、日本という土地に存在してきた音楽を広くさす表現として使っている学習指導要領の意図に反して、学生たちは国家のアイデンティティを連想した。このため選択する音楽の範囲が限られ、1人が回答する曲数が大変少なくなったほか、教科書掲載曲がほとんどを占めるという結果となった。そしてここでも主流は西洋の形式をもつ唱歌タイプの曲であり、近代化以前の形式の音楽は少数であった。つまり国家としての音楽的アイデンティティを考える場合も、西洋の形式をもつ音楽が主流になっているのである。

「郷土の音楽」については、学習指導要領で意図されたのは学習者の出身地に伝承されている伝統的な音楽であるが、これにあてはまる回答は約3分の1である。残りは、「郷土の音楽」の例として教科書で紹介された曲や郷土のことを歌った西洋形式の曲、回答者に出身地を思い出させる校歌や地元チームの応援歌などであり、学生にとっての「郷土の音楽」とはもはや地元の民謡や祭囃子ではなくなりつつあることがわかる。

二点目としては、学生たちが音楽的アイデンティティーを使い分けているということがあげられる。回答から、「日本の音楽」に対しては文化としての日本、「我が国の音楽」に対しては国家としての日本、「郷土の音楽」に対しては一般論としての郷土と自分にとっての郷土、が連想されたことがわかるが、これらはいずれも一致してはいない。「我が国の音楽」は「日本の音楽」に含まれ、「郷土の音楽」は全国的に知られている一部の民謡が日本の音楽に含まれるほかは、ほぼ独立しているようである。さらに、「好きな曲・よく聴く曲」と「我が国の音楽」「郷土の音楽」の接点はないに等しく、個人としての音楽的アイデンティティーと国家、地域の音楽的アイデンティティーは全く異なるものとして捉えられているようである。

以上のことから、今回の小規模な質問紙調査の結果から考えられる結論は次のようなものになる。日本が近代化の過程で行った「国楽」創造プロジェクトは、世界的な普遍性を持ち普通の人々にとって難しすぎないということにおいては成功したといえる。「日本の音楽」に対する回答がほとんど西洋音楽形式をもつ教科書掲載曲と歌謡曲だったからである。しかし、日本の伝統に関しては、教科書に残されたサンプル的な曲を除いては、文化としての日本のアイデンティティーからも、国家としての日本のアイデンティティーからも、個人の音楽的アイデンティティーからも消えつつあり、わずかに「郷土の音楽」に示される地域のアイデンティティーの一部に残るのみである。そしてその地域の音楽的アイデンティティーも、地域全体で共有される日本の伝統から、その地域に住む人の個人的体験に基づく様々な音楽にとって代わられつつある。「低俗でない」という点と「生活に根ざしている」という点に関しては、教科書掲載曲が多い「我が国の音楽」と歌謡曲の独壇場である「好きな曲・よく聴く曲」がそれぞれを担っており、これらが重ならないことに現れているように、公と個人の領域で使い分けられている。文化としての「日本の音楽」は、教科書の曲と歌謡曲を要素として併せもっており、この公のアイデンティティーと個人のアイデンティティー双方の音楽的アイデンティティーから成り立つと認識されているものと考えられる。

国家のプロジェクトは学校教育を通して確かに人々の音楽的アイデンティティーに影響を与えてきたが、全てを統制することはできず、人々は国家の意図とはことなるアイデンティティーも形成している。また、今日では逆に個人の領域に属する音楽的アイデンティティーが、公の音楽的アイデンティティーに進出する傾向すら見られるようになってきている。

註

¹ 内藤孝敏 (1999) によれば、「君が代」の旋律は明治時代に入ってから作曲されたもので、奈良時代に唐から入って日本の伝統音楽に影響を与えた「律」の音階を用いている。よって、伝統音楽の形式をもつ曲として教えた。

参考文献

- 石井由理 (2004) 「公式の知識としての音楽」『山口大学教育学部研究論叢』54(3), 101-110.
- 石井由理 (2006) 「小学校音楽教科書掲載曲の変遷にみる文化的アイデンティティー」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』22号, 173-183.
- 上野直昭 (編) (1981) 『明治文化史8 美術』原書房.
- NHK 取材班 (編) (2005) 『その時歴史が動いた 31』KTC 中央出版.
- 新藤東洋男 (1969) 「資本主義成立期の国民生活」森末義彰, 寶月圭吾, 小西四郎 (編) 『体系日本史叢書 17 生活史 III』原書房, 79-80.
- 東京芸術大学音楽取調べ掛研究班 (編) (1976) 『音楽教育成立への軌跡』音楽の友社.
- 供田武嘉津 (1996) 『日本音楽教育史』音楽の友社.
- 内藤孝敏 (1999) 『三つの君が代』中公文庫.
- 中野目徹 (2004) 「文明開化の時代」松尾正人 (編) 『明治維新と文明開化』吉川弘文館, 213-246.
- 松尾正人 (2004) 「明治維新と文明開化」松尾正人 (編) 『明治維新と文明開化』吉川弘文館, 7-113.
- 松尾正人 (2004) 「明治維新の光と影」松尾正人 (編) 『明治維新と文明開化』, 吉川弘文館, 114-179.
- 諸井三郎 (1956) 『芸術養育叢書 1 音楽』近代生活社.
- 文部省 (1986) 「学習指導要領音楽編 (試案)」真篠将 (編) (1952) 『音楽教育 40 年史』東洋館出版社, 17-42.
- 文部省 (1959) 『中学校音楽指導書』東洋館出版社.
- 文部省 (1998) 『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局.
- Ishii, Y. and Shiobara, M. (2007) “A quest of Japanese-ness in the Japanese Music Curriculum” 山口大学人文学部異文化交流研究施設 『異文化研究』 vol. 1, 28-36.
- Ishii, Y., Shiobara, M. & Ishii, H. (2005) “Globalisation and national identity: a reflection on the Japanese music curriculum” *Globalisation, Societies and Education*, vol. 3, no. 1, pp. 67-82.